

平成24年御嵩町議会第4回臨時会会議録

1. 招集年月日 平成24年10月31日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成24年10月31日 午前10時01分 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 議案第49号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について
 - 議案第50号 工事請負契約の一部変更について
 - 議案第51号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について
 - 議案第52号 和解について

議事日程第1号

平成24年10月31日（水曜日） 午前10時01分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

町長報告 3件

報告第8号 専決処分の報告について

報告第9号 専決処分の報告について

報告第10号 専決処分の報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 4件

議案第49号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について

議案第50号 工事請負契約の一部変更について

議案第51号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について

議案第52号 和解について

日程第5 議案の審議及び採決 4件

議案第49号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について

議案第50号 工事請負契約の一部変更について

議案第51号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について

議案第52号 和解について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 谷口 鈴 男	1番 高山 由 行	2番 山口 政治
3番 安藤 雅 子	5番 柳 生 千 明	6番 山田 儀 雄
7番 加藤 保 郎	8番 伊崎 公 介	9番 植松 康 祐
10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆 子	12番 佐谷 時 繁

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	瀬瀬久美
教育長	丹羽一仁	総務部長	鍵谷昌孝
民生部長	田中康文	建設部長	奥村悟
教育担当参事	安藤信治	企画調整 担当参事	三輪康典
総務課長	寺本公行	企画課長	加藤暢彦
建設課長	伊左次一郎		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡辺謙二	議会事務局 書記	渡辺一直
--------	------	-------------	------

開会の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。したがって、平成24年御嵩町議会第4回臨時会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、お願いします。

それでは招集者 渡邊町長より挨拶をお願いします。

渡邊町長。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

早朝よりお集まりいただきまして、ありがとうございます。

この臨時議会、1時間、時間を遅らせていただきました。本当にありがとうございました。その1時間の間に、議会運営委員会と全員協議会を開催させていただきまして、御審議・御協議いただきました。大変、我がほうとしてはいいニュースでありましたので、10月末をもって一つ問題が解決するという点については、大変、心を安堵させております。

本日の議案は、報告3件ありますが、この報告については、議員の皆様には心からおわびを申し上げたいと思います。本来ならば6月定例会、9月定例会で報告できたものを、本日3点合わせて報告するという点になりました。一つ一つを報告しっかりとさせていただき、皆さんには御理解をいただいておくべきことでありました。これはもうまとめて3件ということになってしまいましたので、その点についてはおわびを申し上げたいと思います。議案のほうは、本日4件ございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 高山由行君、2番 山口政治君の2名を指名します。

会期の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、去る10月25日の議会運営委員会で、本日1日と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（谷口鈴男君）

日程第3、諸般の報告について。

町長報告を行います。

報告第8号 専決処分の報告について、報告第9号 専決処分の報告について、報告第10号 専決処分の報告について、以上3件朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 伊左次一郎君。

建設課長（伊左次一郎君）

おはようございます。

専決処分の報告をさせていただきます。

インデックス青の諸般の報告つづりの1ページをお願いいたします。

報告第8号、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。専決第7号、専決処分の内容は、平成23年御嵩町議会第3回定例会において議決を受けました工事請負契約の一部を変更したものでございます。専決処分の日は、平成24年3月16日、契約の目的は、都市計画道路、大泥茶円原線道路改良工事、契約の金額は、5,512万5,000円を5,586万7,350円に変更し、変更理由は、工事変更による増額をしたものです。契約の相手方は、可児郡御嵩町比衣433番地、株式会社御嵩重機建設、代表取締役 吉田廣美であります。

続きまして、2ページをお願いいたします。

報告第9号、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。専決第8号、専決処分の内容は、平成23年御嵩町議会第3回定例会において議決を受けました工事請負契約の一部を変更したものです。専決処分の日は平成24年8月3日、契約の目的は、都市計画道路、大泥茶円原線道路改良工事、契約の金額

は、5,586万7,350円を5,599万1,250円に変更し、変更理由は、工事変更による増額をしたものです。契約の相手方は、可児郡御嵩町比衣433番地、株式会社御嵩重機建設、代表取締役 吉田廣美であります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

報告第10号、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。専決第9号、専決処分の内容は、平成23年御嵩町議会第3回定例会において議決を受けました工事請負契約の一部を変更したものでございます。専決処分の日は平成24年10月1日、契約の目的は、都市計画道路、大泥茶円原線道路改良工事、契約の金額は、5,599万1,250円を5,612万4,600円に変更し、変更理由は、工事変更による増額をしたものでございます。契約の相手方は、可児郡御嵩町比衣433番地、株式会社御嵩重機建設、代表取締役 吉田廣美であります。

なお、インデックスの資料つづりの3ページに施工箇所図を、4ページから6ページには専決処分それぞれの工事請負変更契約書の写しを添付させていただきました。報告第8号及び9号について、本臨時会での報告となりましたこと、まことに申しわけございませんでした。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（谷口鈴男君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本臨時会に提案されました議案第49号から議案第52号の4件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第49号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について、議案第51号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について、以上2件朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、議案第49号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

補正予算書の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

平成24年度御嵩町の一般会計補正予算（第5号）は、第1条で歳出予算の内部において追加及び減額し、歳出予算の総額64億9,099万6,000円は変更しない旨、規定しています。各款項ご

との補正額につきましては、2ページ掲載の第1表 歳出予算補正によりますので、お目通しをお願いします。

4ページをお願いいたします。

款02総務費において財政調整基金積立金を1,596万8,000円減額しています。款08土木費、目03道路新設改良費では、唐沢川災害復旧事業として町道御嵩169号線の新設工事を岐阜県に委託するため、節13委託料で1,500万円を新規に計上しています。また、節17公有財産購入費で、町道整備のための土地購入費を96万8,000円追加するものであります。

以上で一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

続きまして、議案第51号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について説明をいたします。

表紙がピンク色の補正予算書1ページをお願いいたします。

平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）は、第1条で2,280万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億1,379万7,000円とする旨、規定しています。

各款項ごとの補正額は、第1表 歳入歳出予算補正として2ページに掲載しております。

4ページをお願いします。

歳入予算では、款20諸収入、節02総務費雑入で、業務委託料変換等請求訴訟における東鉄タクシー株式会社からの和解金2,280万1,000円を計上しております。歳出予算では、これを財政調整基金に積み立てをするため、款02総務費、目13財政調整基金費の積立金を増額補正するものであります。

以上で、一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第50号 工事請負契約の一部変更について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 伊左次一郎君。

建設課長（伊左次一郎君）

では、議案第50号 工事請負契約の一部変更についてを御説明させていただきます。

インデックス青の議案つづり2ページをお願いいたします。

平成24年御嵩町議会第1回臨時会にて議決を受けました工事請負契約の一部を変更しようとするものでございます。1. 契約の目的は、昨年9月20日に発生しました綱木地内の地すべり災害復旧工事、町道井尻・大久後線復旧工事です。2. 契約の金額、7,371万円を6,792万7,650円に変更するものです。3. 変更理由につきましては、工事変更による減額をするものです。4. 契約の相手方は、可児郡御嵩町中切960番地1、株式会社 天野建設、代表取締役

天野和孝であります。この工事変更の内容につきましては、インデックス青の資料つづりの1ページに、また2ページには、工事請負仮変更契約書の写しを添付させていただいており、工事に係る残土処分の運搬距離の減のほか、抑止工の鋼管杭設置工法の変更により、578万2,350円の減額をするものでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第52号 和解について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 加藤暢彦君。

企画課長（加藤暢彦君）

それでは、議案第52号 和解について、説明をさせていただきます。

今回の上程案件につきましては、東鉄タクシー株式会社によります不適正事案に関する事件につきまして、6月22日の議会でお認めいただき、7月18日に提出した訴状の内容につきまして東鉄タクシー株式会社から話し合いの申し出があり、町のほうの要求を東鉄タクシーが受けるということとなり、和解をしたいので地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それではお手元、赤色インデックス資料つづりの1ページをお願いいたします。

10月26日に東鉄タクシー株式会社の祖父江社長と御嵩町長が会談し、冒頭、祖父江社長から謝罪の言葉があり、東鉄タクシーの社内調査において実績報告書での一部誤認による記載を確認したこと。また、地域を拠点とする東鉄タクシーグループ会社として、今後も御嵩町を初め、地元自治体との信頼関係を大切にしていくことが肝要との結論に達し、運行委託料等の返還を決定するに至ったということでございます。

それでは、和解の内容について説明をいたします。

今度は、議案つづりの2ページのほうをお願いいたします。

事件名は、業務委託料返還等請求事件であります。和解の相手方は、岐阜県多治見市田代町1丁目65番地、東鉄タクシー株式会社、代表者、代表取締役 祖父江俊明であります。

和解の内容について、主なものの説明をさせていただきます。

まず、(1)番でございますが、東鉄タクシー株式会社（以下「乙」という）は、御嵩町（以下「甲」という）に対し、平成21年度公共交通活用型低炭素地域づくり委託業務（ふるさと雇用再生特別基金事業）及び、平成22年度公共交通活用型低炭素地域づくり委託業務（ふるさと雇用再生特別基金事業）以下、両契約を合わせて本件委託業務というに基づき、乙が甲から支払いを受けた業務委託料の金1,848万7,400円を返還する。

(2)です。乙は甲に対し、甲が本件委託業務に関し、岐阜県から交付を受けた補助金を岐阜

県に返還するに当たり、生じた加算金271万8,235円を支払う。

3番目です。乙は甲に対し、(1)に記載の金員に対する延滞金、ただし、平成24年5月9日から同年10月31日まで及び(2)に記載の金員に対する延滞金、ただし、平成24年6月1日から同年10月31日までとして、金50万2,693円を支払う。

4番目です。甲は乙が、1から3に記載の金員を支払った場合には、甲が岐阜地方裁判所に提起した業務委託料返還等請求訴訟（事件番号、平成24年（ワ）第541号）を取り下げる。

(5)です。甲は乙が、1から3に記載の金員を支払った場合には、本件委託業務及び、平成23年度公共交通活用型低炭素地域づくり委託業務（ふるさと雇用再生特別基金事業）に関し、乙等に対して刑事告訴等を行わないという内容のものでございます。

それから乙は甲に対し、平成23年度公共交通活用型低炭素地域づくり委託業務（ふるさと雇用再生特別基金事業）に基づく業務委託料金1,247万7,850円を放棄するという事。それから甲は乙に対し、本件委託業務料等の返還を求める訴訟に関して生じた訴訟費用109万2,700円を請求し、乙がこれを支払うということも別途確認をさせていただいております。

和解の詳細につきましては、資料つづりの2ページに和解書、3ページに確認書を添付してありますので、お目通しを願います。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

議長（谷口鈴男君）

ここで暫時休憩をいたします。

なお、再開時刻は10時40分といたします。

午前10時23分 休憩

午前10時39分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

議案の審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第49号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について、採決を行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第50号 工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号 工事請負契約の一部変更について、採決を行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第51号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第6号）について、採決を行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第52号 和解についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

この件についての前の議会のときに、補助金不正受給ということで刑事告訴もあるという御答弁でしたけれども、その件について、この和解書案のほうでは刑事告訴等を行わないという記載がございますけれども、この件について、なぜ刑事告訴等を行わないということになったのか、その経緯、理由をお尋ねいたします。

議長（谷口鈴男君）

企画課長 加藤暢彦君。

企画課長（加藤暢彦君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、5月8日の臨時会の答弁で毅然として返還を求めていくと、その中で刑事告発等もあり得る旨の発言させていただいております。その後、どういう状況だったかという御報告をさせていただきます。

刑事告発に関しましては、弁護士と何度も相談をかけさせていただいております。それから警察にも何度か相談をした経緯がございます。刑事告訴には至っておらないわけですが、かなり突っ込んだ相談はさせていただきました。具体的には電話でのやりとり等もございましたし、6月5日、7月19日、8月14日、8月28日、数回にわたり警察等に行き、御相談を申し上げたということもございました。これまでの東鉄タクシー様とのやりとりや、あるいは警察との相談の内容を踏まえまして、町としては事件性があるという断定をするまでには至っておらないということもございまして、今後、町としては告訴をしない方針であるということでございますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

議長（谷口鈴男君）

ほかに。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

それではもう1点お尋ねをいたします。

きょう、いただきました資料の1ページの委託料の返還の中で、1番ですけれども、その他経費は両方で確認後、御請求をお願いいたしますという記載がございますけれども、たしか、東鉄タクシーからECOバスをセントラルに切りかえるに当たりまして、損失分といいますか差額が幾らか御嵩町が生じて多く払うことになっていたと思うんですが、その件についてはどう考えられるかということと、その経費というのはほかに何かあるのかということについてお尋ねをいたします。

議長（谷口鈴男君）

企画課長 加藤暢彦君。

企画課長（加藤暢彦君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

当初予算の中で、当初、東鉄タクシーと契約をさせていただいた、その後セントラルサービスとの契約の中で、いわゆる差額の部分が出てきておるといのは事実でございます。ただ、そちらの部分につきましてのところまでの損失ということは考えておりませんので、よろしくお願いをいたします。以上です。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

もう一つその他の経費というのは、何かほかに考えておられるのかということについて、答弁もう一つお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

企画課長 加藤暢彦君。

企画課長（加藤暢彦君）

その他の経費については特に考えておりませんので、よろしく願いをいたします。以上です。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

厳密な話をすれば、その差額分がちょっと確かな記憶ではないですが、百数十万ぐらいあったと思うんですけども、その点について御嵩町の損失といいますか持ち出しなるわけですが、それについては、何か議論をされて求めているかないということにされたのか、その点について伺いをいたします。

議長（谷口鈴男君）

企画課長 加藤暢彦君。

企画課長（加藤暢彦君）

済みません、暫時休憩をお願いします。

議長（谷口鈴男君）

暫時休憩をいたします。

午前10時48分 休憩

午前10時50分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

企画課長 加藤暢彦君。

企画課長（加藤暢彦君）

それでは、岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど差額の部分が出るということでした。それで百万何がしというお話がございましたけれども、差額分としては十万何がしというところであったかと思っております。こちらにつきましては、当初予算の範囲中でできたということもございますので、特にその部分についてのことは考えておりませんので、よろしく願いをいたします。以上です。

議長（谷口鈴男君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号 和解について、採決を行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（谷口鈴男君）

以上で本臨時会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで、町長より挨拶をお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは、上程させていただきました4議案について、慎重に御審議をいただいた結果、全会一致で4議案とも可決していただきました。ありがとうございます。

いろいろ東鉄タクシーとの間ではございましたけれども、これも一つの信頼関係の再構築というふうに捉えまして、今後、公共交通のあり方を非常に問われる状況になっておりますし、町民の皆さんに満足していただける公共交通を提供していくという、いわゆるソフトの成熟した形を求めるについて、東鉄タクシーもその一翼を担っていただくと、スタートラインにどの企業も同じところで立っていただけるという状況として考えてまいりたいと思います。

交渉が難航といいますか、金額の調整みたいなものがございましたが、御嵩町が述べておりました5%の金利というのが、通常普通預金でしておけば金利というのは0点幾つの世界でありますので、若干そのあたりはいただき過ぎかなという感想を持っておりますけれど、これにも全面的に応じるというお話をいただきましたので、全て行政との協議の中では滞りなく円滑に話が進み、今日に至ったということで大変胸をなでおろしております。

先ほども申し上げましたように、公共交通の担い手として、なかったことにはなりませんけれど、今後新たなスタートを切れるような信頼関係の構築に努めてまいりたいと思いますので、議員の皆様にも御理解をいただきたいと思います。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（谷口鈴男君）

これをもちまして、平成24年御嵩町議会第4回臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時55分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員